

史料と解説 ＊一部を除き書き下して表記（原漢文）

一、「出雲大社本殿の高さ」

①**建長元年正殿式方尺注進状**（北島家譜、『大日本史料』第五編二七卷）

一建長元年^{己酉} 六月日御遷宮注進記録

杵築大社正殿式之方尺

高サ八丈、但、自下津磐根至于千木之上端、柱九本、心御柱、径三尺六寸、正殿之製度、皆以出自心柱、工匠之秘伝也、且又御紋形之亀甲、墨準之根本也、水ノ字也、

御神殿 四方準六間、但十四丈四尺、

雲七

天井之絵、心雲有甚深之秘事、八雲之大事是也、

右、從此方有高下広狭者、**非正殿之式**矣、

千木二、長二丈四尺、堅魚木三、長一丈八尺、

椽木員、両方百二十、床ノ地板、厚一尺二寸、階十五堅、

②**建治二年二月日領家松殿兼嗣下文**（千家文書、抄出）

去嘉祿造営之時、旧記無きに依り遅々に及ぶの処、義孝親父**国造政孝**、重代造営日記文書所持たる之間、彼旧記他人に帶せしめざる之由載御下文、被補任於神主職畢、

☆国造系譜によると嘉祿元年に国造が孝綱から政孝に交替しているが、その後、両者の子の間で国造をめぐる対立があった。結果的には政孝の子義孝が勝利をおさめた。建保七年（一二一九）三月一日に孝綱が政孝に国造職と杵築大社惣檢校職を去り与えているが、後に作成されたもの。この時点での惣檢校（神主）は中原孝高だと思われる。

③**「建久元年」出雲大社造営記録抜書**（抄出、北島家文書）

永久二年十月廿二日宣旨、遣覆勘使、

神祇少史卜部貞景 従三人

史生佐良常正 従二人

同年**十二月廿四日被下重任宣旨**、（略）

同三年四月廿八日 宣旨、被勘下 遷宮日時、六月十八日癸卯、

（中略）

文治六年被下 覆勘宣旨、改建久元年、

＊建久元年の遷宮に関する史料が写されていないのは、国造がかかわっておらず、裁判に不利となるから

④**建久二年七月 日出雲国在庁官人等解**（抄出、千家文書）

当社以往者指無神領、**守章俊御任**去治暦三年二月一日御遷宮、**曾祖父国造国経奉懷御体**、申寄内遙勘社領、②**民部卿**（藤原顕頼）殿御任去永久二年六月十八日御遷宮、**祖父国造兼宗**、申寄外遙勘河午卿^{（手郷）}、③治部卿・中納言（藤原光隆）殿御任去久安元年十一月廿四日御遷宮、**伯父国造兼忠奉懷御体**、

⑤**建武三年カ出雲孝時申状土代写**（佐草家文書）

於内遙勘田者治暦四年四月二日国造国経令拝領之、於鳥屋・武志両村者久安元年十二月廿二日神主兼忠拝領之、於河手郷者永久二年十一月廿五日兼宗拝領之、於大田郷者建久二年四月廿六日則房拝領之、於伊志見村者安貞二年八月廿五日政孝拝領之間、

＊所領は出雲大社に寄進されたもので国造が拝領したものではない。

⑥**仁安三年十一月 日巖島神社神主佐伯景弘解**（芸藩通史）

出雲国 杵築社

守藤原朝臣顕頼募重任功、造進舍屋

天永二年十二月廿四日 宣旨

⑦**中右記永久二年一二月一四日条**

今夕秋除目也、（略）夜半事了、左大臣召予、参居長押上、給大間筥、（加入成束、）予指笏取筥出殿上、衆人披見大間、（有復任者、）**参河・出雲守、顕頼・隆頼相博**、京官卅人許、別事不見歟、

⑧**建久五年三月 日カ出雲国在庁官人等解**（佐草家文書） ＊偽文書

爰兼忠死去之時、孝房之親父宗孝□^{（元）}出雲氏たるの上、兼忠之嫡子として相伝文書を相副えて大社神主職を譲与

⑨**出雲国司庁宣**（千家家文書）＊偽文書

庁宣 留守所

補任国造職事

出雲宗孝

右彼職者、平治之比宗孝雖賜庁宣、以私儀触留守所、兼経世許、令付申彼職之由、在庁等子細所申顯然也、早任旧儀、以宗孝为国造職、宜神事可令勤仕之状、所宣如件、留守所宜承知、依件用之、敢不可違失、以宣、

安元二年十月 日

^{（天介藤）}
□□□原朝臣（花押）

☆『大日本史料』は遷宮を**永久三年**と解釈したが、国造側は永久二年末に藤原顕頼が三河守に遷任しているので**永久二年**と解釈した。顕頼が重任したのは⑥のように**天永二年**であり、③が抜書した史料には覆勘宣旨の記事と重任宣旨の間にも記事があったが、写す際に省略され、それが故に誤解が生じた。同年**天永二年**（一一一一）であり、翌**天永三年六月一八日**に遷宮が行われた。ただし、その後、本殿が傾いていることがわかり、永久二年に一時的に御神体を遷して**修理**し、終了後、本殿に戻された。この事実も『大日本史料』の編者を混乱させた。顕頼はそれを終えた後、**永久二年一二月一四日**に三河守藤原隆頼（基隆子）と相博（交代）した。基隆は子隆頼が三河守に補任されてわずか一〇ヶ月後の嘉承二年（一一〇七）九月には、伯耆守への遷任を申請しているが叶わず、重任して二期八年後に出雲守となった。基隆は申請文の中で短期間で遷任が認められた例を挙げているが、その中に大江匡房の例もあり、弟（匡房養子）藤原家保が在任一年で備後守から出雲守に遷任したことをさしている。

☆④の中で、国造孝房が兼忠を**伯父**と呼んでいる。これに対して⑧で孝宗の父宗孝を兼忠の「嫡子」とするのは矛盾し、⑦が後に作成された偽文書であることを示している。国造系譜をみても、兼忠の跡を継いだのは兼経であり、兼経が在職一〇年で死亡し、後継者が幼少であったため、兼忠の妹を妻とする一族の宗孝が国造となっている。⑨も⑧と同様偽文書であるが、ここでは、宗孝が兼忠の跡（神主兼国造）を継承したが、私儀を以て留守所に連絡し、兼経を国造としたとの虚偽の事実を記している。神主は領家が補任し、国造は国司が補任権を持っており、それぞれが独立した職であり、譲ることは出来なかった。他の史料を勘案すると、宗孝の一族は出西郷等の開発を通じて出雲氏内部で台頭し、その経済力を背景に領家から神主に補任され、次いで兼忠の妹の夫であることを利用して兼経系から国造の地位を奪取したことがわかる。その意味では出雲氏の一族で**内蔵**の管理を行ないつつ台頭し神主に補任された内蔵忠光・資忠父子と同じであった。後に国造家では自らの地位を正当化するため、内蔵氏を中原氏と呼び、多くの歴史家はその嘘を見抜くことができずに中原忠光・資忠と呼び続けてきた。有力在庁官人中原氏も、国造との外戚関係を背景に、孝高が神主に補任されたが、中原氏と内蔵氏は別の一族である。

⑩ 杵築大社造営遷宮年限例注進案（北島家文書）

杵築大社造営之間之事、在庁井社頭訟訴度々重故、依国衙奏問被下之、 六月中旬、

杵築社遷宮年限例

治暦三年二月一日、正殿、
天仁二年六月 日、仮殿、從治暦三年至于今年曆四十三年、
天永三年六月十八日、正殿、從治暦三年至于今年曆四十六年、
永久二年七月六日、仮殿、從天永三年至于今年曆〇年、
保延五年十一月 日、仮殿、從**天永三年**至于今年曆廿八年、
久安元年十一月 日、正殿、從**天永三年**至于今年曆卅四年、
承安元年十一月十九日、仮殿、從久安元年至于今年曆卅四年、
建久元年六月十八日、正殿、從久安元年至于今年曆四十五年、
当社遷宮度度之例、大略如斯、自建久元年至于今年曆卅一箇年歟、仰以三十三年為造替期之由、詳無所見、而如本社申者、正殿遷宮之後、三十箇年内、必行仮殿遷宮、於正殿者、當作之間、自然延者定例也云云者、因茲正遷宮、至于仮殿計其年紀、不必然也、但如式文者、伊勢大神宮・住吉・鹿島・香取等社之外不定年限、諸国神社随破可令修理之由炳焉也、然者於及大破有事危者不可及異議、早可被始行歟、

承久二年三月八日

☆建久元年遷宮の仮殿遷宮がいつ行われたかについて諸説あるが、久安元年から建久元年まで四十五年に対して、三十四年（十一年差）である事から、**治承三年一二月一九日**と考えるのが合理的である。

☆藤原能盛は承安四年正月二日から治承元年六月二八日まで出雲守。五味文彦氏は⑧の能盛の花押が清盛の家臣である能盛の花押と違う事等により二人は別人とされた。結論は正しいが、⑧は偽文書で、根拠にはできない。能盛の後任の藤原朝定が仮殿造営を行い、治承五年三月に重任宣旨を得ている。

⑪ 出雲義孝大社御造営之次第注進状（千家古文書写乙十出雲大神） *傍線部は事実と異なる（前欠カ）

同御時 同任

同（康平）五年壬寅四月廿二日仮殿御遷宮、国造兼神主国経

*神主の補任は久安年間からか。

同御時 同任

治暦三年丁未二月一日正殿御遷宮、国造兼神主国経

鳥羽院御時 守民部卿顕頼

天仁二年己丑三月五日午時御顛倒

同任

同年十一月十五日仮殿御遷宮、国造兼神主兼宗

同御時 同任

永久二年甲午七月六日正殿御遷宮、国造兼神主兼宗

*天永三年が正しい

同御時 同任

同三年乙未六月十八日正殿御遷宮、国造兼神主兼宗

*永久二年が正しい

此遷宮者御正殿事外傾御之間、奉渡御体於本仮殿両月間奉直正殿之後、又依奉還入、永久三年御遷宮、名之、

新院（崇徳）御時

保延七年辛酉六月七日卯時御顛倒

依不造儲仮殿、修理竈殿、同十五日辛酉時刀奉遷御体、保延仮殿、名之、国造神主兼忠

近衛院御時 守光隆

康治元年壬戌十一月三日（廿一日吉辰）仮殿御遷宮、国造兼神主兼忠

同御時 同任

久安元年乙丑十一月廿五日正殿御遷宮、国造兼神主兼忠

後白河院御時

承安二年（壬辰）十月十日巳時御顛倒

同御時 守能盛

安元々年乙未十一月十九日（廿九日）仮殿御遷宮、国造兼神主宗孝

院御時 隱岐院（後鳥羽）

建久元年庚戌六月廿九日正殿御遷宮、国造兼神主孝房

持明院御時 守朝定

嘉祿三年丁亥六月廿四日仮殿御遷宮、国造兼神主政孝

嘉禎元年乙未十一月二日夜御顛倒

*文永一二年仮殿造営日記目録によると事実ではない

御（後）嵯峨 守時繼

宝治二年戊申十月廿七日正殿御遷宮、国造兼神主義孝

（別文書とされてきたが、一連のものであることは明白）

右、大社御造営之次第注進如斯、但非兼帶国造・神主者、無奉遂造畢・遷宮之例、然而国造職者自天照大神至意宇足奴命神々相繼十八代也、第十九代宮向宿祢之時自賜出雲姓以来、至于義孝子々相承廿八代也、雖「然鑽神火飲神水未混流俗、帶旧記存旧例奉遂造畢・遷宮、自康平至宝治十箇度之御造大宮、雖」為一代不交他人之条、寄郷庁宣明鏡也、仍注進言上如件、

弘安四年三月日

☆神主職をめぐる対立が続く中、文永十二年正月に造営旧記を所持する国造義孝（一旦、子泰孝に譲っていたが、復帰）が神主に補任されたが、補任権は領家が持ったため、義孝が過去の遷宮はいずれも国造兼神主が行った（事実ではない）として、国造の神主補任を求めたものである。

⑫源頼朝袖判下文（北島家文書） *偽文書

（花押）

下 出雲国杵築社神主□神官等□

可早停止旁乱妨、致社務事

右人、為彼職停止旁乱妨、依旧□可執行社務、但近來面々輩、□私威を張行之間、殆似君御威、於自□以後、更不可

叶諸人之下知、一向神事を□、勤仕御祈禱之状、所仰如□、神官氏人等宜承知、勿違失、以下、

元暦元年十月廿八日

*偽文書。三行目の表現からすると、二行目は特定の人物を官職に補任するものでなければならず、不自然。花押は当該時期の頼朝の花押と形が異なっている。

⑬吾妻鏡文治二年五月三日条

三日庚辰。出雲国杵築大社総檢校職事。出雲則房を停止し。同（出雲）資忠を以て計らひ補せしめ給ふ。

⑭出雲国司庁宣（千家文書）

庁宣 留守所

可早以出雲孝房為国造職事、

右件孝房、可為国造職之状、所仰如件、留守所承知不可違失、以宣、

文治元年十一月三日

侍從兼大介藤原朝臣（花押）

*偽文書。花押は当時の出雲守藤原朝経のものと異なっている。「所仰如件」も不自然な表現。

⑮平朝臣某（土肥実平カ）下文（千家文書）

下 出雲国杵築大社神官等所

定補 神主職

出雲孝房

右任 鎌倉殿御下文之旨、可令補任彼職也者、神官等宜承知、依件用之、故以下、

文治二年正月 日

平朝臣（花押）

*偽文書。当時の文書（偽文書）では唯一「杵築大社」と表記。「鎌倉殿」の前に一時空ける（欠字）など、あり得ない文書である。後に更に追加された文書か。実平の花押とされるものは千家文書の二通のみで正しいか確認できず。

☆建久元年の遷宮に関する史料は残されなかったが、一三世紀末まで国造と神主職を争った出雲実政が、領家の雑掌に補任されたことで、今度は国造と領家の対立となった。国造は神主は幕府から補任されるとして、頼朝や家臣土肥実平の下文を幕府関係者から情報提供を受けつつ作成したと思われるが、その文書としての精度は低い。

領家下文と頼朝下文の復元

⑯領家下文（頼朝下文と他の領家下文に基づき作成）

（花押）*藤原光隆

下 杵築大社神官等

補任惣檢校職事

内蔵（出雲カ）資忠

右人依為重代相伝者所補任彼職也、御神事以下御年貢諸役可令勤仕之状、所仰如件、神官等宜承知、勿違失、以下、
建久三年七月 日

⑰前右大将家（頼朝）政所下文（ゴシックは建武三年頃の国造孝時申状土代からの引用）
前右大将家政所下 出雲国杵築大社神官等
可早任領家前中納言家下文、以資忠為惣檢校職事、
資忠依為相伝職、補任惣檢校職畢、全不可有濫妨之状如件、以下、
建久三年七月廿三日 案主藤井（花押）
令民部少丞藤原（花押） 知家事中原（花押）
別當前因幡守中原朝臣（花押）
前下総守源朝臣
散位中原朝臣

⑱頼朝袖判下文（同前）
（花押）＊頼朝
下 出雲国内蔵（出雲カ）資忠
出雲国杵築大社惣檢校職事
件人依為重代相伝者、自領家被補彼職云々、可依領家下文全不可有濫妨之状如件、
建久三年七月廿五日

次の文書は実朝の正しい文書である。

⑲（承元五年カ）二月一四日源実朝書状（千家文書）

杵築社神主氏人等事、其身は祀官に居ると雖も、家人たる之者、便宜事、争でか尋沙汰候はず哉、但訴訟有る之時者、先ず触申すべく候也、恐々謹言、

二月十四日 右近中将（花押）

☆この時点の神主は中原孝高であろう。神主・氏人等からの訴えに答えたものである。

⑳吾妻鏡承元二年十一月一日条
一日丁酉。出雲国杵築社権檢校并祝使。御供所別当職事。内蔵孝元を補任せらるべき之旨。領家坊城三品之許に仰せ遣わさる。彼孝元が父資忠。右幕下の御時大功有る之間。件職に補せられ訖ぬ。其例に就き。今又此の如し云々。しかのみならず。孝元当国内拝領数箇所地頭職云々。師文。清定。孝尚等これを奉行す。
☆ここにみえるように、幕府が申し入れをして、領家がそれを採用して補任している。その上で、幕府は地頭補任を行った。㉑のように、領家から神主に補任された出雲孝綱を幕府が大庭・田尻保地頭に補任している。

㉑將軍九条頼嗣袖判下文（北島家文書）＊鎌倉遺文

（九条頼嗣）
（花押）

□下 出雲義孝

可令早領知出雲国神魂社領大庭・田尻保地頭職事、

右、承元二年九月六日孝綱給御下文之上、当知行無相違云々者、為彼職、守先例可致沙汰之状如件、
建長元年十一月廿九日

二、「為義と義朝」

㉒台記康治一年八月三日条＊藤原頼長の日記

近年南京宗〔衆〕徒乱逆最甚し、（略）召取ところ十五人、今夕摂政前左衛門尉為義（源）（義家子、）に使を仰せ、これを受取り、奥州に遣わせしむ也、

㉓殿暦天仁二年二月一七日条＊頼長の父忠実の日記

義綱（義家弟）朝臣、謀反の如くして坂東に向かい了ぬ、如何、予人々を召し、沙汰すべく候由奏し了ぬ、仍て内府（源雅実）・民部卿・源大納言俊実参入儀定、戊剋許り、出羽守光国（源）・義家（源）朝臣四郎男為義義綱追捕のためこれを遣す、

㉔殿暦天仁二年三月一〇日条

今夜除目あり、義家（源）男為義左衛門尉に任ず、
☆これまで源為義を義親の子としてきた研究は何だったのかと思う。それだけでなく、為義の母が日野有綱の娘であったことも重要である（系図⑤）。為義と平忠盛が同年齢であったことは有名であるが、日野資憲の父実光と妻の父資光は為義の母の従兄弟であり、一方で、資憲の母は池禅尼の母と従姉妹である。

㉕本朝世紀仁平三年三月二八日条
今夜有臨時除目事。権中納言清隆卿着仗座行之。参議不参。蔵人左少弁範家（奉行職事。）執筆書除目。（在別。）奏聞了。

叙位。藤範忠。（式部丞。故聯〔聡カ〕子内親王合爵。）源義朝朝臣。（故善子内親王合爵。）

㉖兵範記同日条

刑部卿藤原雅教、大膳亮藤原泰経、下野守源義朝、
☆範忠（系図③）は久安五年（一一四九）兵部少丞正六位上藤原朝臣範忠（元縫殿助。文章生所）として見え、仁平元年九月二八日に式部丞に補任された。範忠の父季範（一〇九〇年生）の中央での活動は、大治五年（一一三〇）四月一九日の恂子（後に統子と改名）内親王が斎院として紫野本院に初入した際の御禊の前駈をした蔵人所雑色として

季範がみえるのみで、『尊卑分脈』の記す「從四位下」は事実ではなからう。角田文衛氏が後に仁平二年（一一五二）に周防守に補任されたとの情報を追加した（『待賢門院璋子の生涯』）が、これは源季範で誤りである。また範忠の娘が父季範の養女として義朝と同年齢の源（足利）義康と結婚していることも、範忠が義朝より一〇才以上年長であったことを示す。

以上により、義朝が大官司家の支援で叙爵・任官したとの説は誤りである。逆に範忠が義朝との関係で、叙爵できたとみられる。ただし、これをきっかけに範忠が院などの有力者と結びついていった可能性はある。

三、待賢門院・崇徳院・日野資憲

(一) 出雲守源（藤原）光隆

⑦ 中右記大治五年一〇月二七日条

今夕俄小除目（略）、出雲守藤原光隆、播磨守同家成（元讃岐守、兼、）讃岐守同経隆、（出雲守、）從五位下藤原光隆、（院臨時御給、今夜元服、九才、）申日除目如何、

☆保安二年（一一二一）一二月の藤原憲方（為隆子）の補任以降、藤原経隆（忠隆子、一一二八年二月～一一三〇年一〇月、一一四六年二月～一一五四年一月）・源光隆（能俊子、一一三〇年一〇月～一一三八年二月）・藤原光隆（清隆子、一一三八年二月～一一四六年二月）・藤原経隆と待賢門院（一一一八年中宮）と関係の深い人物が出雲守に補任されている。

特に源光隆は大治五年（一一三〇）一〇月二九日夜に元服し、同時に叙爵し出雲守に補任された。嘉承三年（一一〇八）正月に一五才の藤原顕頼が叙爵と同時にに出雲守に補任されているが、その前に一二才で大膳権亮、一四才で蔵人に補任されている。光隆のケースが如何に異例かがわかる。光隆は鳥羽院・待賢門院の筆頭別当である源能俊の子だが、晩年の子であるため、年下の藤原基隆の養子に入った。今回の人事は待賢門院の御願寺法金剛院供養が終わったことに伴うもので、造進を行った播磨守藤原基隆が從三位上公卿に叙せられた。播磨守の後任には讃岐守から藤原家成が遷任し、讃岐守には出雲守経隆（基隆子）が遷任した。そして空席となった出雲守に九才の光隆が補任された。養子に入っていたため「藤原光隆」と記されている。九才で国務がとれるわけもなく、誰が行ったのであるのか。実父能俊、養父基隆も可能性があるが、待賢門院の分国となり、女院庁の関係者が国務を行ったと考えられる。その中心が判官代から別当に昇進する日野資光である。

同年一二月三〇日には出雲守から三期以前の国司の税未納分の責めの停止を求めている。長承元年（一一三二）四月二五日には待賢門院が白河御堂（金輪堂）の供養を行っているが、光隆は重任功として堂の丈六一体、等身五体の仏像を造進した。次いで同年一月の五節会では筵三〇枚を負担している。重任後の保延元年三月四日には女院主催の闘鶏が鳥羽上皇を迎えて行われ、女院庁の若手貴族が闘鶏を行い、上皇が感じ入っている。名前がみえるのは藤原経宗（女院甥、一六才）、源師仲（女院側近師時の子、二〇才）と一四才の光隆であった。同年一月の五節でも光隆は当時女院別当の筆頭であった三条実行（女院異母兄）とともに舞姫を献上している。

女院御願寺法金剛院は、大治五年の供養後も次々と塔や御堂の造営が行われた。西御所は出雲守から周防守に遷任した藤原憲方、北斗堂は藤原顕頼の同母弟である**美作守顕能**、五重塔・経蔵は**丹波守持明院通基**、南御堂は顕頼の父顕隆の異母弟で女院判官代で信濃守であった親隆が増進した。ただし、最後となった保延五年（一一三九）十一月供養の三昧堂は造進者が不明である。受領である女院庁関係者が造営を担当したが、それは建物についてであり、土台部分の整備は諸国に賦課された（上島享『』）。法金剛院の場合は女院分国が負担したと思われる。

女院分国として関係者が受領に補任されているケースと、女院分国ではないが、女院関係者が受領に補任されているケースの区別は難しい。女院分国（国守）と考えるのは甲斐（藤原範隆・源宗賢）、丹波（西園寺公通、公通は父通季の死後、藤原長実の婿となったが、実際に補佐したのは持明院通基で、その娘が公通嫡子実宗を産んでいる）、因幡（西園寺公通）、石見（卜部兼仲・藤原宗長）、出雲（源光隆）、和泉（藤原宗長・卜部兼仲）、安芸（源光隆）である。円勝寺と法金剛院の造営が行われた期間が中心で、造営が終了した保延五年の翌年から随時分国が解消され、女院が死亡した久安元年でゼロになった。関係者が受領となった例としては、阿波国（藤原季行・兄季兼）、因幡（通基）、丹波（通基）、能登（藤原季兼・弟季行）があり、能登はその後、通基の嫡子通重が国守となり、女院の娘前斎院統子内親王の分国となったと思われる（これまでの研究では、女院分国は安芸国がその可能性があるとされているのみで、統子内親王の分国は平治の乱以降のみである）。

法金剛院造進者に**藤原清隆**の名前がみえないが、清隆は保延五年一〇月に供養が行われた崇徳天皇の御願寺成勝寺の造営にあたり、その勸賞として諸大夫としては最高の正四位上に叙せられた。清隆は白河院没後の大治四年二月に越後守となり、保延三年正月には有力院近臣の指定席であった播磨守に遷任した。一方、保延五年八月には、五月に得子が産んだ体仁親王の春宮亮と乳母（妻家子）夫となり、二月には同じく院近臣の指定席である伊予守に相博・遷任した。

永治元年一二月二日に近衛天皇が即位すると、子定隆を備中守に任ずるため伊予守を辞任したが一五日には蔵人頭に補任されて公卿となり、翌年一月五日には從三位を飛び越えて正三位に叙せられた。鳥羽院が近衛天皇体制へのスミーズな移行のため、清隆を優遇した形だが、清隆は崇徳天皇との関係を維持しつつ、鳥羽院・美福門院・近衛天皇に仕えていくことになる。それを示すのが、清隆とその近親者が大宰大式・権帥と筑前守のポストを独占していた久安五年から保元元年の時期に、崇徳の御願寺成勝寺に筑前国の巨大庄园粥田庄（本庄と加納合計六八〇町、豊前国にも加納六五町が及ぶ）が寄進・立券されていることからわかる。

判官代から別当となった日野資光が長承元年（一一三二）に五〇才で死亡した後、女院庁運営の中心となったのは別当持明院通基であった。そのもとで実務を担った判官代が藤原宗長（池禅尼弟）、藤原親隆（系図母讃岐宣旨の兄弟増仁は、藤原知通（尹通子）、源清雅（雅職子）であった）。

保延四年一二月には源光隆は安芸守藤原光隆と相博し、女院分国は安芸に遷った。出雲国は父藤原清隆が知行国主となったが、出雲大社の造営・遷宮が現実の問題となったための人事であった。安芸守光隆は女院の娘で斎院を退下していた統子内親王の御所の造進を行い遷任功と認定された。康治二年七月一日には完成した御所への渡御が行われたが、当初の御所は光隆が養子となった藤原基隆亭等の跡地で造営が開始された。ところが養父基隆は実父能俊より先に死亡してしまい、光隆と養母である基隆後家との関係が悪化した。光隆は補佐役である大舍人頭家行の娘を妻

にした。家行は伯耆守・尾張守等を歴任した高階為遠の子で、大治五年一二月の女院の熊野詣にも北面として同行しているように、女院庁の一員として光隆を補佐していたが、女院女房となっていた娘が光隆の妻となり、光隆の義父となった。その後、光隆は女院が死亡する直前の久安元年七月二五日に二二（ないしは二四）才で死亡した。

(二)日野資憲

天養元年に揖屋社を成勝寺に寄進し領家となった日野資憲は実光とその叔父有定の娘との間に天永元年（一一一〇）頃生まれたと考えられる。保延四年（一一三八）五月二〇日鳥羽院庁下文（早稲田大学図書館所蔵文書）に「勘解由次官兼隠岐守藤原朝臣」がみえ、資憲に比定されたことがあったが（「国司一覽」）、「隠岐」は「信濃」の誤読で、女院判官代でもある藤原親隆の間違ひであった。ただし康治元年一二月一三日鳥羽院庁下文（高野山文書）に「勘解由次官兼下野守藤原朝臣」とみえ、資憲が鳥羽院庁の別当であったことは間違いない。資憲は受領経験は下野守のみで、出雲国との直接的な関わり合いはなかった。学問の家で、摂関家家司を輩出する日野家の出身であったが、藤原忠通家司、その同母姉高陽院庁の別当、頼長の嫡子兼長の家司を務める一方で、崇徳天皇の蔵人、鳥羽院庁の別当も務めた。そして天養元年（一一四四）末には下野守を辞任して、崇徳院庁の運営に専念するとともに、翌二年には出雲国揖屋社を崇徳院の御願寺成勝寺に寄進している。その時々で、主人間の優先順位はあったが、複数の主人に仕えることも可能であった。いずれにせよ出雲国と直接の関係を持たなかった資憲が揖屋庄を寄進できたのは、妻阿波（待賢門院女房から崇徳院女房へ）の父で女院庁運営の中心であった資光の実績を継承し、自らも崇徳院庁の中心となったからである。内蔵（出雲）資忠の父で、出雲大社領を崇徳院庁に寄進して初代神主となった忠光は資光との関係を有していた可能性が高い。

前述のように、待賢門院分国と国守源光隆が安芸国に遷任した後も、出雲守には待賢門院と関係の深い人物が続き、出雲大社遷宮終了後の藤原経隆が出雲守時代に行われた可能性が高い、崇徳院庁への寄進と庄園の立券はスムーズに行われたと思われる。

主に角田文衛氏の研究に基づき、待賢門院・崇徳天皇に近侍していた藤原頼頼、藤原清隆、藤原家成、藤原忠隆らが、美福門院・近衛天皇側に鞍替えしたとの説があるが、誤りである。彼らは第一には院政を行う鳥羽院の家臣であり、その上で、女院に仕えていた。院政を行う一院と天皇との関係は微妙である。天皇が成長するにつれて、自己の考えに基づく政治を目指すわけで、一院との間に摩擦が発生するようになる。すると、一院は別の子ないしは孫を天皇とし、子（前天皇）との矛盾が表面化しないようにする。臣下は複数の主人に仕えるのが一般的で、その時々でどの関係をより優先するかを判断していた。摂関家との関係も同様であった。『中右記』の記主中御門宗忠は院とともに忠実との関係を有していた。これに対して、宗忠の兄弟宗通は白河院の寵臣であった。宗忠は宗通の妻により所領を押領されたが、その訴えを行ったのは白河院が死亡し、忠実が復権してからであった。

鳥羽院は祖父が決定した妻と子のみならず、自らが選んだ妻と子を持つとした。近衛天皇に皇子が生まれれば、皇太子となり天皇位を継承したであろうが、近衛は病弱で、後継者の誕生が望み薄となると、鳥羽院の死後、崇徳院が院政を行う可能性は高かった。

近衛天皇が即位した直後の永治元年一二月一日の神今食（じんこんじき）を欠席し、停任処分を受けた閑院流参議が二名（藤原季成、公隆）おり、半年後の七月五日に処分が解除された直後の天皇による土御門皇居への行幸に供奉しなかったとして、五名の公家が処分されている。とりわけ、忠隆の嫡子隆教は停任され、三ヶ月後に復任がみとめられたが、その後間もなく死亡した。恐懼に書せられた中には、藤原家成（鳥羽院寵臣）の嫡子隆季と平忠盛の嫡子家盛（母は池禅尼）がいた。

彼らは待賢門院との関係が強い人々であったが、サボタージュの原因は崇徳の退位そのものではなく、永治元年末には女院乳母子信朝が日吉社で呪詛を行ったとして検非違使源為義に付けられ、永治二年一月には女院に仕える源盛行とその妻津守嶋子が広田社で天皇の母得子を呪詛したとして配流されたことであった。後に藤原頼長が、自らが近衛天皇を呪詛して愛宕山の天公像の目に釘を打ったため、天皇が亡くなったとの噂を聞いて驚き、且つ無関係であることを『台記』に記しているが、この手の噂はほとんどがでっち上げである。不当な処分に抗議の意を示すためのサボタージュであったが、それには当座の処分と将来にわたつての冷遇が待っていた。

待賢門院・崇徳院派の人々にも、仁平から久寿に改元した頃（一一五四）には復権の日は近いとの期待が生まれていた。崇徳院は母待賢門院領（庁分、円勝寺領、法金剛院領）の大半を管理し、崇徳院庁や御願寺成勝寺には仁平年間以降にも所領の寄進が行われていた。崇徳院は八代集の六番目『詞花和歌集』の勅撰を命じたように和歌を好み、そのサロンに集い、歌を残した人々の名を『久安六年御百首』により知ることができる。

御製（崇徳院）中納言右衛門督公能、参議左中将教長、左京大夫頼輔（頼季子）、前備後守季通（宗通子）朝臣、隆季（家成子）朝臣、尾張守親隆（為房子）朝臣、右馬権頭実清朝臣、丹後守頼広（藤原俊忠子俊成Ⅱ頼頼の養子）、散位清輔（頼輔子）、堀川（待賢門院女房）（源頼仲女）兵衛（上西門院女房）（堀川妹）安芸（待賢門院女房）（橘俊宗女、藤原為忠妻なつとも）小大進（熱田大宮司女カ）

このメンバー中、傍線部の参議藤原教長と右馬権頭藤原実清が保元の乱で崇徳院方に参じている。保元の乱により、崇徳院は讃岐国に配流されたが、待賢門院・崇徳院派の多くは生き残り、結びつきを維持している。後白河は崇徳の同母弟で、即位するまでは崇徳院の御所に同居していたが、乱の経緯から、グループは崇徳院の同母妹統子内親王と待賢門院の同母姉公子の娘懿（よし）子（系図⑧）を母とする二条天皇を結びつきの核とした。一時不利な状況に置かれたグループの人々も、平治の乱で信西入道とその子達が失脚したことで、昇進の途が開けてきた。二条天皇とその子六条天皇を支えたのは、徳大寺実定であった。また、二条天皇の外戚（懿子の同母弟）として、一時天皇親政派の中心となった藤原経宗は、一三才で父経実が死亡したこともあり、早くから待賢門院に近侍していた。

永万二年□月八日御白河院庁下文案（吉田黙氏所蔵文書）

近則成勝寺御領出雲国揖屋社去天養二年被立券畢、其後為国衙依拔棄一方之膀示、領家勘解由次官資憲入道、以庄官如元被打定畢、

☆

㊦ 某（藤原範季カ）家政所下文（出雲揖夜神社文書）鎌倉遺文

政所下　揖屋御庄神人百姓等

可早任父資澄讓状、以嫡男大宅宗澄令為別火并上官職事、

右人、為揖屋社別火上官等職、有限神事、任先例無懈怠、可致沙汰之状、所仰如件、神人等宜承知、依件用之、以下、

建久十年四月　日

案主

令明法得業生中原

別当散位皇后宮大属大江朝臣

右衛門尉惟宗

散仕藤原（花押）

☆範季は教子（母日野資憲娘、父平教盛）を妻とし、高倉天皇の第四皇子尊仁（後鳥羽）を自らの邸宅で養育していた。次いで教子の娘重子が後鳥羽の寵愛を受け、建久八年九月に守仁（順徳）を産むと、外祖父として一二月には従三位に叙せられ公卿となった。揖屋庄領家職は資憲から娘（賀）へ、次いで孫娘（賀）へと継承された。

＊後白河院庁下文で主典代として署判している大江景宗。

㊹吾妻鏡元暦元年三月一〇日条

今日因幡国住人長田兵衛尉實経（後日廣経に改む）を召さる。二品（頼朝）の御書を賜うに云く、右の人**平家**に**同心**するの間、罪科すべきと雖も、父**資経**（高庭介なり）**簾七資家**を以て、伊豆国迄送る事、子々孫々に至るまで更に忘れ難し。仍つて本知行所相違有るべからずてえり。去る永暦御旅行の時、累代芳契の輩、或いは夭亡し、或いは以て変々するの上、左遷の身として、敢えて従うの人無し。而るに實経親族資家を副え奉る事、思し食し忘れざるが故なり。

☆二月七日の一ノ谷合戦の直後の対応。『源平盛衰記』諸本には因幡国からの参陣者は記されていないが、平治の乱以降の知行国主藤原隆季の嫡子隆房は清盛の娘を妻としており、平家の影響力が強く、参陣者が長田實経以外にもいた可能性が高い。

☆それとともに注目されるのが長田資経と其の親族資家の両方の名前に「資」が付いていることである。日野資憲の寄進により成立した揖屋社（庄）の別火も「助（資）安」「資澄」父子には「資」が付いていることである。

☆義親の乱を平定した平正盛は因幡守に補任されたばかりであったが、前任者藤原隆時（清隆の父で、因幡守、但馬守、近江守、因幡守を歴任）の死亡によるものである。正盛は嘉承二年一月一九日に見任が確認できる。隆時は嘉承元年九月二日に見任が確認でき、同二年一月三〇日に「故隆時」とみえる。正盛は勲功により翌年正月二四日に但馬守に遷任している。

後任の因幡守は勸修寺流為房の子長隆であったが、任期を半年余り残した天永二年五月二八日に死亡し、次いで『中右記』の記主中御門宗忠の子宗成が七月二九日に補任された。五味文彦氏は宗忠の知行国と評価された。次いで、白河院分で、寵臣藤原宗通が知行国主、その養子（長実子）時通が国守となった。任期途中で宗通が死亡したが、国守は交替せず、実父長実の知行国となった。前任の宗忠の上にも分国主白河院がいたであろう。

次いで大治二年一月二七日に持明院通基が武蔵守から遷任してきた。長承三年二月二四日に西園寺公通と相博して丹波守となるまでの七年余りの在任であった。公通は大治二年正月一九日に一才で丹波守に補任されたが、父通季7-7-7が知行国主であった。ただし通季が大治三年六月一七日に死亡しても、国守は公通のままであった。公通は長実の賀となっており、五味氏はここでも長実が知行国主となったと評価された。さらに長実が長承二年八月一九日に死亡した際にも公通は交替していない。丹波国は待賢門院の分国であったと考えられる。通季は女院の同母兄であり、長実は璋子が入内して女御となった際の別当であり、顕仁（崇徳）親王家の別当でもあった。長実の娘得子が鳥羽院の寵愛を得るのは長実死後である。

因幡守に遷任した公通は一八才であり、女院分国が公通とともに丹波国から因幡国に遷ったものである。実質的な支配は女院庁別当持明院通基が行っていたと思われる。公通の嫡子実宗は通基の娘との間に久安元年（一一四五）に生まれている。公通は保延六年四月七日に因幡守を辞任し、能登守藤原季行が遷任してきた。一方では通基の嫡子通重が能登守に補任されたと思われ、実質的には因幡国と能登国の相博であった。

季行は大治三年一月二月　日待賢門院庁牒に「但馬守藤原朝臣」とみえる別当敦兼の子で、母は藤原顕季の娘で女院の第二皇子通仁の乳母であった。同母兄季兼とともに、女院の関係者であった。それが、永治元年一月八日に生まれた美福門院得子の第三皇女姝子の乳母に妻が選ばれたことを契機に美福門院との関係も強めていく。康治元年一月三〇日には武蔵守藤原信輔と相博・遷任している。

信輔は（系図㊿）は経忠と女院の同母姉妹実子との間に生まれている。保延元年五月　日待賢門院下文案には「武蔵守藤原朝臣」とみえ、女院庁別当であった。二期八年務めた後に久安六年末に藤原顕時の子盛隆に交替したが、三年後の久寿二年（一一五五）正月二三日には信輔の子信隆三〇才が因幡守に補任されている。次いで、応保元年（一一六一）九月末に信隆が二条天皇に代えて憲仁親王を擁立しようとしたとして解官され、一四才の藤原隆房が補任されている。知行国主は父隆季であろう。隆季は家成の嫡子で、待賢門院に近い立場にあり、崇徳院の歌会のメンバーでもあり、一時不利な立場にあったが、平治の乱で藤原信西入道とその子が失脚したことで、其の立場は改善した。その上に、妹が平重盛の妻となり、嫡子隆房が清盛の娘を妻とすることで、平家との関係を強めた。隆季は庶子隆保、隆清を国守として治承四年末までは因幡国知行国主であったことが確認出来る。其の後、平家は寿永二年（一一八三）七月に都落ちをするが、嫡子隆房は同道せず、その後も地位を維持した。

以上のように、大治二年末補任の持明院通基以降、待賢門院・崇徳院と密接な関係を持つ人物が知行国主と国守を務めていた。崇徳院の配流後も、源平争乱期に至る時期は藤原隆季が知行国主であった。平治の乱時に伊豆へ配流される頼朝に一族の資家を派遣した高庭介長田資経は、女院と崇徳院の院庁の人々と関係を深め、崇徳院失脚後も、藤原隆季が知行国主となったがため、その勢力を維持した。その一方で、隆季の妹と嫡子隆房の婚姻を通じて平氏との関係を強めた中で、因幡国衙の在庁官人は平氏の家人に組織化されたのではないか。そして、幕府を開いた頼朝が崇徳院との縁を持っていたが故に、所領を没収されるのではなく、過去の大功により安堵された。

「藤原親光」

㊿吾妻鏡元暦二年三月一三日条

对馬守親光は武衛の御外戚なり。

在住の間、平氏の為襲わるるの由その聞こえ有るに依つて、迎え取るべきの旨、今

日参河守（範頼）の許に仰せ遣わさる。剩え過書（上道を勘過せよとの命令）を作り遣わさるる所なり。

「毛呂季光と季綱」

③① 吾妻鏡文治二年二月二日条
二位家諸国宰史の事に就いて、條々京都に申せしめ給う事有りと。（略）

一、毛呂太郎藤原季光国司の事。
これ太宰権の師季仲卿の孫なり。心操せ尤も穩便、賢慮に相叶うか。旁々理運の間、御分国たるに就いて、豊後国を
挙し申せしめ給うと。

③② 吾妻鏡建久四年二月一〇日条

毛呂太郎季綱勸賞（武蔵国泉勝田）を蒙る。豆州に御閑居の時、下部等不堪の事有つて季綱の辺に牢籠す。季綱殊に
恐惶の思いを成し、扶持を加え、豆州に送り進すの間、単孤の今、この労りは必ず報謝すべきの由これを思し食さる
と。

③③ 吾妻鏡建久六年一月八日条

豊後守季光と中条右馬允家長と喧嘩を起こす。すでに合戦に及ばんと欲するの間、両方の縁者等馳せ集まる。（中略）
この事、季光は由緒有り。門葉に准（たと）えらるるの間、頗る宿徳の思いを住す。家長は壮年の身として知家が養
子たり。我が権に誇り無礼を現すに依つて、季光相咎むと。

「崇徳・左兵衛佐局」

③④ 吾妻鏡元暦二年四月二九日条

武衛御書を左兵衛佐局（崇徳院の子重仁親王の母）に遣わさる。これ崇徳院法華堂領新加の事なり。去年備前国福岡
庄（没官領）を以て寄進せらるるの処、牢籠の間、これを取り替え尼に（妹尾郷を）進せられをはんぬ。供仏施僧の
媒として、御菩提を訪い奉らるべきの趣これを載せらる。件の禅尼は武衛の親類なり。当初彼の院の御寵たるなりと。

③⑤ 吾妻鏡文治二年三月二日条

今日、故前宰相光能卿の後室比丘尼阿光（御家人足立遠元娘）、去る月使者を関東に進し、相伝の家領丹波国栗村庄、
武士の為妨げを成さるるの由これを訴え申す。仍つて早く濫吹を停止すべきの趣仰せらる。

下す 丹波国栗村庄

武士の狼藉を停止せしめ、元の如く崇徳院御領として年貢を備進し、領家の進止
に随うべき事

右件の庄、崇徳院御領たるべきの由、院宣を下さるる所なり。而るに在京の武士、事を兵粮の催しに寄せ、暗に以
て押領す。今に於いては、早く元の如く彼の御領として、領家の進止に随い、年貢所当を備進せしむべきの状件の
如し。以て下す。

文治二年三月二日

③⑥ 吾妻鏡文治元年（元暦二年を改元）九月四日条

また去る七月の大地震の事に依つて、且つは御祈りを行われ、且つは徳政を天下に満ち遍くせらるべき事、並びに崇
徳院の御靈殊に崇め奉らるべきの由の事等、京都に申せらる。これ朝家の宝祚を添え奉るべきの旨、二品の御存念甚
深の故なりと。

③⑦ 吉記寿永三年四月一五日条

今日、崇徳院、宇治左大臣、為崇靈神、建仁祠、有遷宮、以春日河原為其所、保元合戦之時、彼御所跡也、（中略）
故入道教長卿、（彼院御寵女兵衛佐猶子也）天下擾乱之後、彼院并槐門惡靈、可奉祝神靈之由、故光能卿為（蔵人）
頭之時、被仰合人々、或蔵人方、或官方也、今偏為院御沙汰、

「師兼・任憲と頼朝・経房」

③⑧ 吾妻鏡文治二年七月一八日条

出雲国園山庄前司師兼は任憲大徳の親昵たり。この間朝夕祇候す。日來の功無きと雖も、殊に御芳志を蒙る。而るに
出雲国園山庄下司職を望み申すの間、件の本職に還補せらるべきの由、今日御消息を師兼に賜う。都督（吉田経房）
に付すべきの由と。

☆園山庄前司師兼は頼朝の甥任憲大徳（父祐範が頼朝が伊豆国に配流される際に、郎従一人を派遣し、其の後毎月
使者を派遣）との関係から、頼朝に園山庄領家吉田経房への推薦状（下司への再任）を求め、与えられた。

③⑨ 暇服応保二年十一月一七日条「山槐記からの抜粋」

午刻参内、付蔵人家実奏事、

一、修理大夫頼盛朝臣母病危急、仍辞申臨時祭（賀茂カ）使事、仰次第可相催者、次人能登守教盛朝臣也、件人又祇
候、仍以蔵人示其旨、申云、頼盛朝臣母者継母也、父死去之後、若無服歟之由、内々相尋、可申左右者、